

平成 20 年第 1 回定例会(第 6 日 3/12)

16 時 58 分開議

●議長(村田一郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 の質疑を継続します。

長谷川大議員。(拍手)

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 こんにちは。まずは、この場をおかりしまして、今月の末をもちまして退職をなさいます部課長さん、大変お世話になりました。父の代から数えて大分親子二代でお世話になった皆さん方でございますので、これからも元気で楽しい人生を過ごしていただきたいと思っております。(「長谷川さんと会わなければ楽しいんじゃない」と呼ぶ者あり、笑声)

それはさておきまして、質問のほうに入らせていただきますが、きのう私にとっては初めての経験がございました。外部の監査人に対する質疑といいますか、地方自治法上で申し上げますと説明を求めることができるということで、外部監査人にお越しいただいて説明をいただいたわけでございますけれども、その趣旨からちょっとずれているようなところもあったのかなと思いつつも、いろいろといい議論もあったのかなと。

しかしながら、あくまでも説明をしていただくというところでは、ちょっと残念な感じの部分もございましたけれども、特に私の大先輩議員さんは私と全く同じことを考えていらっしゃるんだなということで、心を強くしたところでございます。コンピューターのことでしたね、同じなんですよ。(「そうですか、私のことでしたか」と呼ぶ者あり)なものですから、だなと思いました。(笑声)

ただ、私が残念だなと思ったのは、ここにその外部監査の方がお越しになってご自身のお考えを述べるということが、会議録にも残り、いろんなところに出ていくということになると、きのう特に英語とコンピューターについてご自身の見解を物すごく強くおっしゃっていたんですね。外部監査人の方のような、この日本の社会でいうと頂点のほうにいるエリート階層の人からすると、英語とコンピューターは大切なんだということはいくぶんわかるんですけれども、そうじゃない世界というのも今日本にはたくさんあるん

で、そういう部分だけが強調されて、その記録が残っていつてしまうということがいいのかどうなのか、ちょっとまだ僕もきのうのことだったので頭の整理がついていませんけれども、来年のこういう時期に外部監査人をお招きすることの是非というときには、もう一度ゆっくり考えてみたいというふうに思います。

それでね、英語に関して随分おっしゃっていたんですけど、僕は二宮中の卒業でございまして、たくさん二宮中の先生方いらっしゃるんですけども、僕は二宮中で勉強をした英語で十分通じたんですね。中国、香港と、あとアメリカでもちょっと仕事をしたことあるんですけど、特に香港では公用語として英語を使っているんですけど、あそこで僕は年に1回から2回、1カ月ぐらい滞在して営業に回っていたんですね。そのときに向こうも公用語とはいえ、母国語の扱いはない言語で、僕もつたない英語でということ、アシスタントの女の子も英語と中国語しかしゃべれないという中では、それでも通じて営業の話ができて、仕事がちゃんと成り立ったというのは、何も無理してそこまで英語に力入れる必要あるのかどうか、二宮中の英語で十分だった、(笑声)というところを申し上げたかったわけでございますけれども、外部監査人の説明ということがどういうことかというのを非常に考えさせられる数時間でありました。

それはそれでさておきまして、質問のほうに入らせていただきます。

今回、私の質問の通告は、まず市政執行方針について、「市長は財政の現状についてどう評価をしているのか」ということを書かせていただいております。

市長は大変お優しいお人柄で、福祉に大変力を入れていらっしゃるわけでございますけれども、ここ数年はいろいろと財政状況が厳しい中で、切ったりつけたり、切ったりつけたりということをいろいろとなさっているわけございまして、いろんなところで苦労があったと思います。そんな中で、どういうところにどういう感じのことをなされたのか、予算特別委員会の前段の総論として、ちょっとご答弁をいただきたい。ご苦労をなされたことを中心なのか、あるいはいろいろとあったと思いますので、その辺についてもう本当に総論で、簡単に結構だと思しますので、お話をちょうだいしたいと思います。

それから、2番目でございますけれども、ここが私も非常に気になっているところでございますけれども、提案された予算で執行方針に述べられている内容が実施できるかできないかということでございます。

先番議員、先ほど大変お怒りでいらっしゃいました。議会答弁で、まさに議会答弁できちんとその計画をお話になったことが実施されないケース、要するに議会答弁をほ

ごにされているケースというのが、さっきの法典公民館のこのみならず、さまざまなシーンであるわけでございまして、私はこれは非常に議会に対する冒_とは言わないけれども、議会を軽視しているんだなど。その場その場の答弁を、とりあえずおしかりを受けないように答弁をしておいて、その場を乗り越えてしまえばそれでよしという姿勢が、特にここ数回の議会に久しぶりに出させていただいた中では感じるわけでございまして、一体どういう管理をしているか、その議会での答弁をした事務事業の進行管理というものをどういうふうに行っているかということをお伺いしたいと思います。

議会答弁のみならず、さまざまな冊子になっている総合計画から始まっていろんな計画がございまして、あれについても同じですね。あそこには書かれていることは、どうにでもとれるような書き方をしているものが非常に多いんですけども、とはいえ、あそこには書いていることを盾にとって我々にいろんな話をするケースがたくさんあるわけですけども、じゃあそれ実際にちゃんとうまくやっているのかといったときには、そうじゃないケースが非常に多い。

ですから、先ほどのようなお話にもなるわけでございまして、私は、進行管理なんてしていない、できていないというふうに思うんですけども、おやりになっているのであれば、その辺のお話をお伺いしたい。ざっくりで結構だと思います。そういうお話をちょっと伺いたいなというふうに思っています。オオカミ少年にならないようにしていただきたいと思っておりますね、今後は。

それから、3番目でございまして、けれども、「船橋のまちの未来はどうか」という書き方をしておりますけれども、これまた私も決算特別委員会で何度か言わせていただいたんですけども、この町のことを考えるときに、最近はまだこの議会でも随分話が出ています。市民協働から始まって、パブリック・コメントだとか何たら委員会、たくさんありますよね。それで、これらをやって、ここの意見だから実施するんだというようなことをおっしゃる課長さんがいらっしゃったりするわけでございまして、昨日の議員さんのご質問の中で、予算編成過程について、それを公開したらどうかというようなニュアンスのご質問がございましたけれども、その答弁、副市長がなさいましたが、副市長はいつもあのようにお答えになる。決算の特別委員会でもそういうふうにお答えいただいたんですけども、それが果たして末端の課長さんのレベルまでその思想がきちんと浸透しているかどうかという話になったときには、これはそうじゃないというふうに思える言動が非常に多いですね。

というのは、まさにさっき言ったように、市民公募の委員も入れてありますからという言い方をして、そういうところで話し合われた結果でございましてというのが私どもに返ってくる答えですけども、私どもの会派にN村議員がいるんですけども、そのN村議

員がよくおっしゃっているのは「プロ市民」という言葉なんですけれども、今その何だら委員会、公募の委員、市民公募の委員ですとか、さまざまなシーンに登場してくる人たちが、まさにそういう人たちがふえているんじゃないかという懸念が物すごくあります。

ちょっと事例が違うんだけど、今これも調査中なんで、僕も予算には間に合わせようとは思っていますけれども、ある陳情がこの間上がりました。署名簿がつけられてきた。その中に船橋市の登録業者が11者、名前を連ねているんですね。こういう事業をやれという、あたかも市民運動のような形をとった新しい事業の創出の形態かなというふうに思ったんですけれども、どこどこに何々をつくりなさいという陳情を上げてきて、その構成メンバーが市民団体に名をかりた業者であるというようなことが実態としてあって、僕はこういうことというか、民間企業が営利に走ることにに関して非常に厳しい政党の皆さんも賛成をなさったんで大変驚いたんですけれども、もちろん私どもの会派はそういう懸念があったんで賛成の立場をとりませんでしたけれども。

そういうことが今後はまた行われていくんじゃないかということもありまして、私たちのこの船橋の町を考えていくときに、その施策をどうしていくのかというときに、市民という人たちを入れることの是非までは言いませんけれども、気をつけていただきたいという気持ちの中で、この辺についてどういうふうにお考えになっているか。

いろんな形があるし、また副市長ですと流暢に非常に優等生のお答えが返ってくるんだと思うんですけれども、それはそれで結構なんですね。それはそれで結構なんですけれども、末端までそういうおかしな動きをチェックする機能を持っていただくということは可能かどうかということも含めて、ちょっとお答えをいただきたいなというふうに思っております。

それから次は、2番目、消防行政についてでございます。

これは2月9日に報道された火災について、まず中心に伺いたいんですけれども、テレビのニュースで、千葉県船橋市で火災が3件発生したというのを盛んに何かニュースで言っていて、何か物すごく違和感を感じたのは、放火の疑いはないというコメントがつけ加わりながら、3件もあったということを報道していました。田喜野井2件の駿河台1件だったと思うんですけれども、この火災の概要についてちょっと伺いたいと思います。まず、概要についてお話をいただきたいということと、それから火災の現場において何か不都合があったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

とりあえず、それを質問とさせていただきます。

[市長登壇]

●市長(藤代孝七) 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

平成20年度の予算編成を通じての感想とのことですが、市政執行方針の中でも申し上げましたとおり、本市の財政は非常に厳しい状況であり、何とか持続可能な財政力を蓄える必要があると痛感いたしているところでもございます。

市長就任以来10年余り、一貫して福祉の充実を政策の最優先課題の1つに掲げ、市政に取り組んできたわけですが、この間、一部福祉の削減を行ったこともございました。これは私にとっては非常に悩んだ末の決断を下したことも事実でございます。

私は、常に社会的弱者が安心して暮らせる政治を心がけてきたつもりでございますし、今回の予算編成に当たりまして国民健康保険料の料率引き上げの議論がございましたが、現下の社会情勢の中では、何とか現状維持を図ることが最善の方策と判断いたしましたところでもございます。

政治家としての基本姿勢は、現在も変わることはございません。しかしながら、現在の財政状況を見ますと、財源調整基金の残高の減少や市税収入に今までのような伸びを見込むことができ得ない状況がございます。また、少子・高齢化に伴う行政需要の増加により、現在の行政水準を維持するだけでも多額の経費が見込まれるところであり、今後新たな行政需要に対応することが難しくなっていくことが予想されるところでもございます。

このような厳しい状況を克服するためには、時として徹底した行政改革の断行が必要な局面も生ずることでありましょうし、また国に対してはさらなる地方分権の推進と税源の移譲を求めることによりまして、地方財源の確保を働きかける必要があると感じているところでもございます。

いずれにいたしましても、市民の生活を守り、安定的な行政サービスを維持し、真に必要な施策を実施していくために、今後とも最善を尽くしてまいりたいと思います。

[企画部長登壇]

●企画部長(三橋勝吾) 市政執行方針を実現するための計画等の進行管理に関してのご質問にお答え申し上げます。

企画調整課では、基本構想、基本計画、実施計画の3層の構造からなる総合計画を所管し、立案・策定・管理を行っているところでございます。

具体的には、4年を計画期間とした実施計画を策定する際に、計画事業の進捗を把握し、事務事業の選択、拡大・縮小の方向づけなど、予算編成に向けて必要な対応を図っているところでございます。

各種個別計画においては、基本的には部局ごとに総合計画との整合を図り、施策事業の立案・計画・管理を行う形となっており、計画の策定時に企画調整課と議会での答弁を踏まえた協議をしております。

また、個別の計画事業の実施に当たっては、実施計画を策定する過程におけるヒアリング等を通じて、基本計画との整合性と議会答弁など事業の必然性を確認するとともに、実施中の事業につきましては進捗の概要についても把握しているところでございます。

なお、個別計画・施策の管理を担当部局が主体的に行っていることにつきましては、日々の業務の中で対象となる市民の皆様の意見を把握して、よりよいサービスに展開していくためのものと考えております。

近年、厳しい財政状況のもとでの都市の戦略的経営、総合的施策の展開、施策間優先度の問題及び民間活力の導入など、本市の新しい課題に対応する行政組織のあり方についても、新基本計画の策定作業の中で調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

[副市長登壇]

●副市長(原宏彰) 長谷川議員の船橋の町の未来という点に関しましてのご質問にお答えをいたします。

本件に関しましては、昨年の決算委員会でもご議論させていただいたところでございまして、地方自治の根幹にかかわる問題を含んだ論点なんだろうと思いつながら、質問を聞かせていただいたところでございます。

言うまでもありませんけれども、地方自治体におきまして、政策形成は、選挙で選ばれた市長並びに議員の方々が、それぞれの役割を果たすことで成り立っているという

ことでございます。例えば、予算につきましては、市長が調整をした予算案を議会に提案をいたしまして、議会で審議を賜りまして、議決後に成立をする手続となっております。個別の施策につきましても、市長あるいは行政の裁量に属する部分もありますので、すべてが議会の審議を経るというわけではございませんけれども、議会には調査権あるいは条例制定権というものがございまして、相互牽制をするというような仕組みになってございます。

分権の議論が進展をする中で、地方自治体の自己決定あるいは自己責任に基づくまちづくりのために、市民、議会あるいは行政の英知を結集をする必要性が高まってきていることを考えますと、市民の方々が市政に関心を持ち、まちづくりに主体的役割を果たすべき場面もふえてきておりますし、ふやしていかなければならないという面もあろうかと思っております。

決算委員会でも議論となりましたけれども、市民の皆様の意見を聞く方法といたしましては、請願陳情を初めといたしまして、アンケートあるいは審議会等々、市政懇談会などさまざまな手法がございます。いずれの手法も、行政あるいは議会が、刻々と変化をいたします地域の課題や実情につきまして、いわば生の声として把握できるという点に意義があるものと考えてございます。

情報公開あるいは説明責任は時代の要請でございます。情報を広く市民に提供し意見を聞く、あるいは必要に応じて専門家の知見を集める、そしてそれらを行政あるいは議会で判断材料として十分そしゃくをして活用をする、そして制度上責任を持つ行政——市長ですね、あるいは議会が最終的に政策を決定をしていくという、こういうことが基本姿勢であるというふうに考えてございます。

また、最後になりましたけれども、ご指摘のお言葉をかりますれば「プロ市民」という、そういうめぐるお話につきましては、私といたしましては同じ共通の問題意識を絶えず認識をしているところでございます。また、折に触れて各部に対しましても注意喚起をしてきているところでございますけれども、この点につきまして、各部にまだまだ徹底をされていないというようなことありますれば、改めて徹底を図るような手段をちよつと考えてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

[消防局長登壇]

- 消防局長(中山昇一) ご質問にご答弁申し上げます。

田喜野井2丁目に発生いたしました火災の概要でございますけれども、消防局指令課に第一報が入ったのが2月の9日土曜日、午前7時37分でございます。消防隊の出動時間は7時39分、また先着隊の消防隊の現場到着は7時45分で、その隊の放水開始が7時46分でございます。この火災は、消防隊が到着した時点で既に2棟が炎上中でございます。このような状況から消防車両の増強を図り、合計25台、94名にて消火活動に当たり、9時34分に鎮圧した火災でございます。

なお、この火災におきまして、全焼2棟、半焼1棟、部分焼2棟、またぼや6棟の合計11棟が焼損をしております。また、この火災におきまして、火元の居住者2名の方が負傷して、救急隊によって医療機関へ搬送をしております。

続きまして、火災現場において何か不都合があったのかとのことでございますけれども、この地域は起伏の多い地形でございます。消防車両は有効な消防水利のある低地側に部署をいたしました。このため、低地側から三連はしごなど消防資機材を活用してホース延長を行い、包囲隊形をとって消火活動を行ったものでございます。

また、消防局といたしましては、日常業務において管轄内の消火栓や建物の調査を行い警防計画を作成して、現場に即した臨機応変な部隊活動を図り、災害活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 ご答弁をありがとうございました。

本当に市長は大変だったと思います。さっきも先番議員の質問に、事業課というか事業部のほうでは予算をつけてもらおうと思ったんだけど、だめでしたという感じのところをご答弁の中にもあったし、いろんな部長さん、課長さんとお話していると、大変厳しくて大変だったということですし、市長は市長で何とかつけてやりたいというお気持ちがあったでしょうし、大変だったと思います。

個々の案件につきましては、予算特別委員会で今度またいろいろと議論をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、先ほどもちょっとお話ししたパソコンの話は、ちょっとこれは大丈夫かというお話がいろいろと入ってきておまして、きょうの朝刊にも浦安で地検の手入れを食らっているんですね。まさか同じようなことが起きないとは思いますが、地検の捜査が進んでいろんな捜査資料が出てきて、そ

んなことはないと思いますけれども、予算委員会のほうでいろいろと一緒にやっていきたいというふうに思っております。(笑声)よろしくお願いたします。

それで、3番目の船橋の町の未来はどうなるかという話でもう1つあるんですよ。何日目だったかな——初日ですね。言うのは勝手なんですけども、3,000名の署名のおかげで高根台第三か何かの放課後ルームができることになりましたという発言をなされた議員さんがいらっしゃったんですけども、これについてちょっと伺いたいですけれども、署名があれば役所は何かやってくれるんですかということですね。

僕はそうじゃないって——いつも地域の人たちが、じゃあ署名運動しましょうというときには、署名なんかしたってだめよと、真実は1つなんだからということですね。

今、衆議院の議員さんになられたニセコの町長さんの講演を聞きにいったことがあったんですけども、100人いるうち100人全員がぜひやってくれということでも首長としてはだめと言う場合もあるし、100人が100人要らないと言っても首長さんとしては絶対やらなきゃいけないことがあるんだと、行政とはそういうものなんだというふうにおっしゃってしまして、ああもう、もうそのとおりだと私は思ったわけでございます。

先ほど申し上げた業者を絡めた署名運動もそうなんですけれども、その業者を絡めた署名運動なんかひどいんですね。その当事者の方が、ある県会議員さんに、おまえの子分たちは何で賛成しないんだというふうに言ったらしいんですけれども、これだけ署名集まっているのにどうしてなんだというふうに(笑声)言ったらしいんですけれどもね、署名——いいや、質問はじゃあこうしましよう。署名と行政の政策決定というのかな、について明確に答えていただくと、今後我々も仕事がしやすいということでございますので、ぜひお願いをしたい。

それから、あとは消防行政のほうです。

僕、連合町会の会議で、ちょうどこの現場の近くというよりも、多分被害に遭われたかお隣だったかぐらいの方がちょうど副会長さんで、会議のときに、いやあ火事でさあという話があって、僕も気になったんで現場見にいったんですね。そうしたら、動態図で見て行って、ここだろうと思って入ろうとすると行きどまりで、ああ次だろうと思って入るとまた行きどまりなんですよ。で、また次だろうと思って入って、やっとそこだったんですけど、結局そこも行きどまりだったんですね。

それで、動態図で見ると、ああ、あそこだなと思うところで、大変広い道があるところの裏手だったんですね。何なんだこりゃあというところで、これはいわゆるミニ開発によることの弊害なのかなというふうに思いながら、これは消火も大変だっただろうなと

思ったんですけれども、こういう行きどまりのところが消防活動に与える影響というのがどんなものかというのを、ちょっとご専門の立場でお話を伺えたらなということです。

それから、住民の方々から消火栓というんですか、いわゆる消防水利の問題で、何か消防のほうにお話があったのかどうかですね。なかなか消火が遅かったとかいろいろとおっしゃっている方がいらっしゃるようなんですけれども、実際に先ほど概要を伺った限りでは、通報から消火が始まるまでというのはそんなにかかっているようでも、実際に先ほど概要を伺った限りでは、通報から消火が始まるまでというのはそんなにかかっているようでも、その辺についてお伺いをしたいと思います。

田喜野井ではあるんですけれども、私どもの三山で、私の町会からも見えたということで、うちの消火栓何とかしてよと、今度三山の人から言われているんで、その消火栓について何か今回いろいろクローズアップされているようなものですから、その辺についてもちょっと伺いたと思います。

以上でございます。

[副市長登壇]

●副市長(原宏彰) 長谷川議員の第2問にお答えをいたします。

署名があったから政策が決定をされたのかというご趣旨の質問だというふうに受けとめておりますけれども、署名そのものは、あるからといって政策になるとかならないとかということに関して申しますと、この署名そのものにつきましては政策判断のための判断材料の1つということにはなり得るとは思いますけれども、多いからなるとか、少ないからなるとか、何ていうんでしょうか、比例関係とかそういうものではないというふうに認識をさせていただきます。

以上でございます。

[消防局長登壇]

●消防局長(中山昇一) 再質問にご答弁申し上げます。

まず、ミニ開発が消防活動に与える影響についてでございますけれども、船橋市宅地開発事業に関する要綱の対象外になりますと、消防と事業者との消防水利の設置や消防活動用の空地の設置については特に協議はございませんけれども、こういう開発された区域の道路や消防水利の状況等につきましては、平常時の業務等でその把握に努めているところでございます。

次に、消防水利の問題で、住民から消防側に何か話があったのかとお尋ねでございますけれども、先般、地元の町会長さんより、消火栓の設置について実際に要望がございました。消防といたしましても、消防水利の整備計画の見直しを図って、今、水道局と設置に向けて協議を行いまして、既に整備を始めているところでございます。

また、今回の火災で道路の行きどまりの連続で消火活動に支障はなかったのかというお尋ねでございますけれども、ミニ開発の件も含めまして、関係各課と連携を図って対応してまいりたいと考えております。

今後とも、消防水利の整備や地域の実情に即応した警防体制を図り、災害活動に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[長谷川大議員登壇]

●長谷川大議員 副市長の答弁なんですけれども、参考にする程度——程度も今度困るんですけれども、先ほども申し上げたように、議会もきっちりしなきゃいけないんですよ。陳情が上がってきたものの、陳情内容、それから陳情者をチェックする機能があるかといったら、これはちょっと厳しいものがあるんですけれども、先ほど申し上げたような事案が出てきているということは、これ気をつけなきゃいけない話なんですね。

同じように、議会を通らないものががんがんに上がってくるはずなんです。僕も陳情が上がってきて署名簿って結構見させてもらうんですけども、まあひどいんですわ、署名っていうのは。それはもうわかりだと思わうんですけども。だから数じゃない。数じゃないということは、僕はそれは大変ありがたいお答えだったと思わうんです。

さてさて、そのそういう陳情を参考にさえもするべきでないんじゃないかということだあってあると思わうんですよ、参考に値しないものも。だって、議会に上がってくる陳情だって郵便で送られてくる。本来だったら審議にもひょっとすると値しないようなものだって、要件が調っていればかかってきちゃうわけですから。ただ、議会のルールの中では今は審査せざるを得ないという状況があるわけなんですけれども、その議会を通らない陳情事というのはいっぱいあるわけですよ。

だから、そのところをどういうふうにチェックする機能を強化していくかというところ、それを受け入れるなどとは言いませんよ。その中には、確かに本当に困っていて訴えてきている陳情ってたくさんあるはずなんです。だけれどもそうじゃない、さっき言った、中村さんが言っているような「プロ市民」が出てくるものもあるし、いろんなものがあるんですね。で、さっき言った業者の偽装市民運動ですよ。そういうものも出てくるわけですから、余り大きい声で参考にするというのを言わないでいただいて、きちりした市政運営をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。